

## 千葉市職員措置請求（21千監(住)第7号）に係る監査の結果について

- 1 請求人 市民オンブズ千葉 代表幹事 漆原 勉 村越 啓雄
- 2 請求日 平成22年3月31日
- 3 請求内容  
各議員等の目的外支出額合計5,779,991円を、「千葉市議会政務調査費の交付に関する条例」第12条第2項により千葉市への返還を請求するよう市長に勧告されたい。

### 4 監査対象事項

自民党、公明党、市民ネット、共産党及び新政ちば並びに自民党に所属する14名の議員及び小柳輝信前議員に対し市長が交付した平成20年度の政務調査費が、違法又は不当な公金の支出に該当するか否か。

### 5 監査結果

#### (1) 結論

本件監査請求には一部理由があるものと認め、自治法第242条第4項の規定に基づき、次のとおり勧告する。

市長は、別表整理番号1から8までに記載の各議員及び各会派に対し、条例第12条第2項の規定に基づき、平成22年6月30日までに同表返還を要する額の欄中に記載する額の返還を命ずるなど必要な措置を講じること。

(単位：円)

項目	監査請求額	目的外使用と認める額	返還済の額	返還を要する額
調査旅費・研究研修費	3,093,783	1,032,157	0	1,032,157
人件費	2,686,208	3,052,767	430,729	2,622,038
合計	5,779,991	4,084,924	430,729	3,654,195

#### (2) 理由（要旨）

##### ア 政務調査費の適否の考え方について

視察旅費については、その目的との関連性、手段選択の妥当性についての判断は、市政に関する議会活動が広範囲に亘っていること、議会活動の中でその有用性が披歴され、議会を通じて市民の評価にさらされるものであるから、その調査活動が議会の活性化に資するものとなるためにも、基本的には各会派や議員の自主性が尊重されなければならないが、市民の納得を得られることが必要である。

そして、政務調査が千葉市政に関するものである以上、海外への視察については、歴史、制度、慣習が異なるうえ、国内に比べて費用も高額であることからしても、その調査目的と市政との関連性、当該視察先にまで赴く必要性については、市民が納得し得るものであることがより強く求められる。

##### イ 食事代及びグリーン料金について

旅費条例の範囲内であって、他の用途に使われているというようなことはないから、支出は許されるものである。したがって、これらに係る経費については、その全てが使途基準に合致する。

##### ウ 恵庭市、深川市、旭川市視察について

視察調査を行う際の参加人数については、基本的には会派の自主的な判断による。会派の全員又は多くの議員が参加して視察を行うことは、各議員が当該テーマについて共通認識を持つことができ、会派内において様々な角度から議論を深めることができることから、その必要性がないとは言えない。したがって、本件視察に係る経費は、全て使途基準に合致する。

##### エ 松江市、大田市、出雲市視察について

石見銀山の視察は、世界遺産登録へのプロセスの調査研究を目的としたものであって、加曾利貝塚の世界遺産登録に係る請願が全会一致で採択されるなど、不可能と断ずることはできないから、政務調査費を充てることには問題はない。したがって、本件視察に係る経費は、全て使途基準に合致する。

##### オ 大阪市、名古屋市視察について

事務局職員を視察に同行させたことについては、当該職員には、聴取り調査の内容を記録、整理す

るなどの役割があり、実際に視察に同行することにより作業が効率的効果的にできるから、その必要性が認められ、本件視察に係る経費は、全て使途基準に合致する。

カ 徳島市、神戸市、横浜市視察について（ジャズフェスティバル）

ジャズフェスティバルの開催手続等を調査することについては、その必要性に疑問があり、またその成果の活用についても議会において行われたとは言い難いから、3分の1は政務調査費を充てるべきものではなく、本件支出額との差額は目的外支出に当たる。

キ 日本政策研究センター主催の研修会参加について

研修会の内容は、主として国家的な問題であるとは言えるが、教育問題など市政との関連性が認められる。しかし、寺社の視察など市政とは関連のないものもあり、2分の1は政務調査費を充てることは不適切であり、本件支出額との差額は目的外支出に当たる。

ク ワールドコンベンション2008 水仙の世界大会視察について

海外であるイギリスの水仙の世界大会に行く必要性があったかどうかは疑問があり、また、本件視察は、妻及び義父に同行し行われており、家族参加という性格を否定できない。

そうすると、政務調査費として認められるのは2分の1程度にとどまるものと考えられ、本件支出額との差額は目的外支出に当たる。

ケ 市民農園国際会議参加と市民農園等の視察について

市民農園の視察や通訳を交えての意見交換などは、有益な政務調査と言える。国際会議への参加は市民農園の視察と不可分一体のものであり、政務調査費を充てることが不適切であるとは言えない。

アウシュヴィッツ及びスオメンリンナ要塞の両世界遺産の視察については、単に世界遺産を見て回ることは市政に関する調査研究活動とは言えず、3分の1は政務調査費を充てることは不適切であり、本件支出額との差額は目的外支出に当たる。

コ インドネシア南スラベシ視察について

当初の目的に沿った調査活動はできなかったが、議員自身の旅行代金等の返還まで求めるのは、市政課題の解消という真摯な目的からして酷である。他方で、同行者の協同組合理事長に係る費用の全てに市の公金を充てることは妥当とは言えないから、その2分の1については、政務調査費を充てることは不適切であり、本件支出額との差額は目的外支出に当たる。

サ 濟州火山島世界遺産視察について

加曾利貝塚の世界遺産登録に向けてのプロセスを調査するのであれば、自然遺産であってもこれを選択肢から排除する必要はないが、世界遺産以外の自然遺産を視察したことなどは市政に関する調査研究活動とは言えないから、政務調査費として認められるのは2分の1程度にとどまるものと考えられ、本件支出額との差額は目的外支出に当たる。

シ 共産党の人件費について

会派控室では、広範多岐に亘る議員活動が行われており、会派が補助職員の賃金の10分の9に政務調査費を充てていることは不適切である。前回の監査結果を踏まえ、年額96万円に相当する部分までは4分の3の按分、それを超える部分は2分の1の按分とすべきであり、本件支出額との差額は目的外支出に当たる。

ス 市民ネットの人件費について

市民ネットの会派控室の補助職員の賃金については、その全額に政務調査費を充てているが、全て充てることは認められず、前回の監査結果を踏まえ4分の3に按分することが適当であり、本件支出額との差額は目的外支出に当たる。しかし、これについては、会派自らが不適切であると認め、返還されたので、市に損害はない。

セ 新政ちばの人件費について

新政ちばの補助職員の賃金については、週1日4時間の勤務で調査研究活動の補助として必要に応じて役務を提供していたものであり、月額15,000円と低額であるから、使途基準に合致しないとは言えない。

※詳細は、別添の千葉市監査委員告示第10号をご覧ください。